

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
実施機関の名称	警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
個人情報ファイルに記録される項目 (記録項目)	1 留置番号、2 カナ氏名、3 漢字氏名、4 生年月日、5 性別、6 身長、7 体重、8 本(国)籍、9 職業、10 暴力組織、11 逮捕日時、12 逮捕種別、13 逮捕罪名、14 留置日時、15 収容種別、16 処理警察、17 処理部門、18 特癖情報、19 共犯者留置番号、20 旧留置番号、21 特別要注意指定、22 収容室情報、23 単独留置情報、24 国選弁護人情報、25 給食、26 送致予定年月日、27 送致予定場所、28 送致年月日、29 送致場所、30 勾留年月日、31 勾留場所、32 勾留期限、33 接見決定、34 起訴年月日、35 起訴罪名、36 事件数、37 主要罪名、38 捜査終了年月日、39 移送依頼年月日、40 公判年月日、41 出場年月日、42 出場理由、43 移送場所、44 捜査主任官名、45 担当検察官、46 特異動向、47 疾病等、48 文字情報	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	埼玉県警察に留置された者 (被留置者)	
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	被留置者からの聴取、処理に伴う調査及び検察庁及び裁判所からの提供	
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	警察庁	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属	総務部文書課
	所 在 地	さいたま市浦和区高砂3-15-1
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続	根拠法令	
	内 容	

個人情報ファイル の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用 目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		<input checked="" type="checkbox"/> 無
備 考			